

(3) レポート

授業によっては、担当教員の指示により、学生が提出したレポートに基づいて成績の評価を行うことがある。レポートは学生一人一人が自己の責任において作成するものであり、教員から特別な指示がない限り、他の学生と同一の内容のものを提出してはならない。

(4) 不正行為について

当然のことながら、試験の受験、およびレポートの提出は公正に行われるべきであり、不正行為は許されない。

不正行為を行ったと認められた者は、

①その科目が開講されているセメスター期間中に履修した全科目（ターム科目を含む）の得点を無効とされ、追試験を受ける資格も与えられない。

②上記①に加えて、2年次において不正行為を行ったと認められた者は、進学選択への参加資格および進学内定も取り消される。

なお、**不正行為に協力した者**（レポートの場合は不正レポートの作成に協力した者）も、不正行為を行った者として同様に取り扱われる。

以下の注意事項を守らなかった場合には、不正行為として取り扱われることがある。

①試験中は、本人確認のため常に学生証を提示して（机の上に置いて）受験しなければならない。

学生証を忘れた場合は、教務課で手続きをして「仮受験票」を受領したうえで試験を受けること。（これは、試験においてのみ学生証の代わりになる。）また、試験直前に学生証が無いことに気付いた場合は監督教員に申し出て、指示を受けること。

②試験中は、学生証、筆記用具（筆箱はかばん等にしまう）、計時機能だけの時計（通信機能があるものは不可）、袋から出したティッシュペーパー、教員から特に認められた物以外は机の上に置いてはいけない。

これ以外の物はかばん等に入れ、見えることのないよう収納したうえで、かばん等は机の中、脇の椅子または床の上に置かなければならない。

③試験中は、携帯電話等は必ず電源を切って（マナーモード不可）かばん等にしまわなければならぬ。携帯電話等を時計や電卓の代わりに使用することはできない。

④試験中は、解答用紙や計算用紙は所定の枚数を超えて取ってはならない。また、答案を提出しないで持ち出すことはできない。

⑤試験中は、その他、試験監督者並びに授業担当教員の試験に関する指示に従わないことや、明らかに試験に支障を来たす行為は、当然のことながら行ってはいけない。

⑥他人を自己の身代わりとしての受講・受験、または、他人の身代わりとなっての受講・受験することはできない。

⑦レポートで他の文章やデータを引用する場合は、引用符などで引用箇所を明示し、出典を明記しなければならない。また、授業担当教員が認めている場合を除いて、他人の力を借りて（レポートの複写を含む）作成してはならない。